

CHINA BUSINESS MONTHLY

2024 年 11 月号



本誌電子版

Contents

巻頭特集

【特集：チャイナモビリティ 第4回】

中国のNEVシフトと自動車業界の変化

P 1

みずほ銀行 ビジネスソリューション部 上席主任研究員 湯 進

中国マクロ経済

定年引き上げで中国の潜在成長率は上昇

P 5

最大で 2040 年まで年平均 0.3%押し上げる試算

みずほリサーチ&テクノロジーズ 調査部アジア調査チーム 主任エコノミスト 月岡 直樹

中国産業政策

新型都市化の発展現状と再強化政策の将来展望

P 9

「人間中心の新型都市化 5 か年行動計画」の策定を中心に

みずほ銀行 中国営業推進部 特別研究員 Ph.D. 邵 永裕

実務トピックス

「ネットワークデータセキュリティ管理条例」の公布について

P 17

方達法律事務所 上海オフィス

中国弁護士 パートナー 孫 海萍

ご紹介特集

第 19 回みずほ日中協働セミナーのご案内

P 23

2024年11月

チャイナビジネスにおける直近の主要トピックス

● 赤文字：今月号で取り上げるトピックス ● 青文字：今後注目したいトピックス ● 紫文字：直近1か月で公表されたトピックス

	【政治・外交等】	【経済・金融】	【社会・その他】
キーワード	ウクライナ問題、米中関係、日中関係（対外経済環境） サステナ/SDGs（CO2ピークアウトとカーボンニュートラル等） サイバーセキュリティ法・データ安全法・個人情報保護法 マクロ経済 ・共同富裕 ・不動産問題 ・半導体 ・過剰生産 ・インバウンド ・新質生産力 ・人口・高齢化 ・医療・ヘルスケア ・一帯一路 ・三中全会 ・RCEP/CPTPP ・人民元国際化 ・ODI・FDI ・エネルギー ・標準化推進 ・グリーン金融 ・環境規制 ・スマート製造 ・データ管理 ・新型都市化 ・イノベーション / 5G / ブロックチェーン / 自動車(EV) / 電池 ・改正会社法 ・人事労務 ・不正防止 ・事業再編		
※1 集団学習	・マルクス主義の中国化・時代化の新境界の開拓(第6回2023/6) ・軍事管理の強化(第7回2023/7) ・全面的で厳格な党内管理体系の健全化(第15回2024/6) ・現代的国境、海空域防衛力の整備の強化(第16回2024/7)	・新たな発展構造の構築(第2回2023/1) ・基礎研究の強化(第3回2023/2) ・WTO改革への積極的参加、高度な対外開放のコントロール能力の向上(第8回2023/9) ・新質生産力(新しい質の生産力)と高品質な発展の推進(第11回2024/1)	・教育強国建設の加速(第5回2023/5) ・中華民族共同体意識の強化(第9回2023/10) ・渉外法制度の構築の強化(第10回2023/11) ・新エネルギー技術とエネルギー安全(第12回2024/2) ・質の高い雇用の促進(第14回2024/5)
※2 パブコメ	監査法(9/13~10/12)	・マネーロンダリング防止法(修正案)(9/13~10/12) ・民営経済促進法(10/10~11/8)	・資源法(9/13~10/12)
主な公表済政策等	・反スパイ法(23/7/1施行) ・国家秘密保護法(2/27) ・国务院組織法(3/11) ・国家安全機関行政法執行手続規定(4/26公布、7/1施行) ・国家安全機関刑事事件処理手続規定(4/26公布、7/1施行) ・第20期三中全会コミュニケ(7/18) ・改革の更なる全面深化と中国式現代化の推進に関する決定(7/21) ・国家秘密保護法实施条例(7/22公布・9/1施行) ・デュアルユース品目輸出管理条例(10/19)	・会社法(23/12/29公布、24/7/1施行) ・シルバー経済の推進と高齢者福祉の向上の意見(1/11) ・外資誘致・利用の強化に関する行動計画(3/19) ・公平競争審査条例(6/13公布・8/1施行) ・会社法登録資本登記管理制度の実施規定(7/1施行) ・瀋陽等6都市において関連行政法規と部門規定の調整実施への同意(7/11) ・大規模設備更新と商品財買換え・下取りの支持の強化に関する若干措置(7/24) ・サービス消費の高度化に向けた意見(8/3) ・サービス貿易のハイレベルな発展を推進する意見(9/2) ・24年版外商投資ネガティブリスト(9/8公布、11/1実施) ・医療分野の開放に関する試験的拡大の通知(9/8) ・就業優先戦略の実施により充分的就業の促進(9/25)	・データの越境移転の規範と促進(3/22) ・データ越境移転安全評価申告ガイドライン（第二版）(3/22) ・個人情報越境移転標準契約届出ガイドライン（第二版）(3/22) ・国务院2024年立法計画(5/9) ・2024~2025省エネ低炭素化行動プラン(5/29) ・外国人の宿泊の利便化の若干措置(7/1) ・新型都市化戦略5年計画(7/31) ・法定定年年齢の段階的延長の決定(9/13) ・インターネットデータ安全管理条例(9/30) ・公共データの開放と利用を加速する意見(10/9)

※1 集団学習：対外公表されている中国共産党中央政治局による集団学習会の主なテーマを記載

※2 パブコメ：対外公表されている政府各部署から草案等に対する意見募集（パブリックコメント）の主なものを記載

【特集：チャイナ・モビリティ第4回】 中国のNEVシフトと自動車業界の変化

みずほ銀行ビジネスソリューション部

上席主任研究員 湯進 : jin.a.tan@mizuho-bk.co.jp

24年10月14日に開幕したパリ国際自動車ショーで、人工知能(AI)を搭載した小鹏汽車「P7+」、ファークウェイのソフトウェアやスマートコックピットを採用する「AITO」など中国メーカー9社が出展した。なかでも、新エネルギー車(NEV)最大手のBYDが高級多目的スポーツ車(SUV)「仰望U8」や新型電気自動車(EV)「シーライオン7(海獅07)」などを披露したことは、スマート制御システム「易三方」や高級車向けのプラットフォーム(車台)、EV電池を持っているというメッセージでもある。

NEVシフトの波に乗り、一気に競争力を構築した中国の自動車メーカーは相次いで欧州に進出し、NEV新工場も建設している。欧州連合(EU)が追加関税を決定したものの、中国勢の電気自動車が存在感を高めている。一方、中国国内では、BYDは規模の経済と垂直統合型生産を活かし、値下げ攻勢で競合他社にプレッシャーをかけ続けている。NEVシフトの加速に伴い、2024年は中国自動車市場の勢力図が大きく塗り替わる可能性がある。

中国の新車市場では、新型コロナ禍の影響から緩やかに回復したものの、国民所得の伸び悩みが新車販売に影響を与えている。2024年1~9月の国内乗用車市場の出荷台数は1,504万台となり、伸び率は2023年の4.2%増から1.6%減へと大きく減速している。

一方、NEVの出荷台数は好調が続いており、コロナ禍前の2019年には120万台であったが、2024年1~9月には832万台と急速に伸びており、新車市場に占めるNEVの割合は38.6%に上昇した。



吉利傘下の高級車ブランド「ZEEKR」

25年に日本進出計画 (筆者撮影)

上海汽車と BYD の首位交代

熾烈な価格競争が繰り広げられている中、エンジン車メーカーと NEV 専業メーカー、大手国有自動車グループと民族系民営自動車メーカーの明暗が分かれている。ここでは 3 社の変化を例に取り上げる。

一つ目は外資系ブランドに依存する国有自動車グループの苦戦だ。かつては、政府の方針に基づき、国有企業と外資系企業の合併を通じて、中央政府が直轄する第一汽車、東風汽車、長安汽車、地方政府傘下の上海汽車、北京汽車、広州汽車の国有大手 6 グループを中心とする業界構図が存在していた。2024 年 1～9 月の販売台数に占める外資系ブランドの割合をみると、第一汽車と広州汽車はそれぞれ 85%、75%となっており、北京汽車、上海汽車はいずれも 40%を超えている。

しかし、エンジン車市場が縮小する中、BYD がプラグインハイブリッド車 (PHV) の価格破壊を契機とした乗用車市場の値下げ競争が、外資系の競争力を一気に脅かした。中国乗用車市場に占める外資系ブランド車のシェアは 2020 年の 61.6%から 2024 年 1～9 月の 36.2%へと大きく減少することになった。「向こう 3～5 年の間に、外資系ブランドのシェアは現在の 40%から 10%に低下し、市場勢力図は大きく変わる」と、BYD の王伝福董事長の発言からも、外資系ブランドの厳しさが伺える。

二つ目は民族系ブランド 3 社の躍進だ。国有企業を中心とする合併企業では、外資系企業側が生産方式や技術の採用を主導しているため、民族系ブランドの育成および自主開発能力の形成が必ずしもスムーズに行われていない。1990 年代半ばに登場した奇瑞汽車、吉利汽車、BYD など民族系ブランドは、低価格戦略で外資系ブランドが寡占する乗用車市場に変化をもたらした。こうしたブランドは中高級車分野で外資系に太刀打ちできないものの、NEV 開発、海外展開、外資ブランドの買収を通じて事業の拡大を果たした。

まず、1997 年に設立した奇瑞汽車は、1999 年に民族系初の乗用車「風雲」を生産し、長年に渡り中国民族系ブランドの代表格として旗を振り続けてきた。一方、中国国内での廉価車ブランドのイメージをなかなか払拭できない当社は、海外市場に注力せざるをえない。2023 年の輸出台数は 93.7 万台となり、21 年連続で中国の自動車輸出の首位となっている。

次に、1998 年に自動車生産を開始した吉利汽車は、スウェーデンのボルボ・カー、マレーシアのプロトン、イギリス系ロータスを傘下に収め、グローバル展開を急いでいる。企業買収のシナジー効果により当社は「LYNK&CO」「ZEEKR」「吉利銀河」などの中高級ブランドを投入し、エンジン車、ハイブリッド車 (HV)、NEV など多様な動力源を展開している。



BYD 新型 EV「シーライン 7 (海獅 07)」

(筆者撮影)

さらに、電池事業からスタートした BYD は、2003 年に国有自動車メーカーの西安秦川汽車を買収し、電池技術を生かした電動車を生産する構想を描いた。2020 年に独自のリン酸鉄リチウムイオン電池「ブレードバッテリー」を開発し、2021 年には次世代自動車「e プラットフォーム」を投入して、車両コストと電動化技術で競争優位を構築した。



BYD の「ブレードバッテリー」

(筆者撮影)

このように上記 3 社は、NEV シフトをきっかけに、エンジン車を中心とする国有自動車グループ傘下の合併企業に対抗できるだけの実力を付けてきた。2024 年 1～9 月の販売台数では、吉利汽車と奇瑞汽車が広州汽車を抜き、それぞれ業界第 6 位、第 7 位に躍進した。

三つ目は市場主役の交代だ。独 VW や米 GM と合併事業を展開する上海汽車の販売台数は、2006 年に初めて第一汽車を抜き、中国最大の自動車グループとなった。その後、中国新車市場は大手国有グループが主導する商用車・公用車時代から、外資系ブランドが主導するマイカー時代に突入し、上海汽車は 18 年連続で中国自動車市場のトップの座に君臨した。2023 年の上海汽車の販売台数は 502 万台となり、ピークの 2018 年比で 29% 減少したものの、2 位の第一汽車 (344 万台)、3 位の BYD (302 万台) と、依然として大きな差をつけた。

しかし、2024 年 1～9 月の販売台数で上海汽車は、前年同期比 21% 減の 264 万台となり、BYD に抜かれて業界 2 位に転落した。同社会長を務めていた著名経営者・陳虹氏が今年 7 月に定年退職した。これに対し「上海汽車時代の終焉」といった評論も聞こえてくるが、中国自動車業界では民族系ブランドが主導する NEV 時代を迎えることは確かであろう。

業界淘汰の加速

2023 年末時点で、販売実績があった乗用車メーカーは 100 社あり、そのうち販売台数が 10 万台以下の乗用車メーカーは 63 社ある。電動化シフトに伴い、苦境に立つメーカーが増加しており、今後こうしたメーカーが淘汰・再編の対象になるだろう。

また民族系 3 社の市場シェアは 2019 年の 10% から 2024 年 1～9 月の 28% へと大幅に上昇したのに対し、国有 6 大自動車グループの市場シェアは同 75% からの同 45% へと減少している。この様な状況の中、国有各社は「電動化+コネクテッド」の新ブランドを立ち上げ、高級 NEV 市場に参入し、次世代自動車市場で足場を固めようとしている。上海汽車「智己 (IM)」、東風汽車「嵐図 (Voyah)」「猛士 (Mengshi)」、長安汽車「アバター」、北京汽車「極狐 (Arcfox)」などの EV 新ブランドも相次いで登場した。

一方、国有大手にとっては、国の評価指標である利益目標に達成することは最優先の課題だ。ドル箱となっていた外資系合併ブランドが苦戦する中、収益力の弱い NEV 事業への全面的なシフトを躊躇せざるを得ない。特にテスラや BYD など専業 NEV メーカー攻勢に対し、大手国有自動車グループは中高級 EV の差別化を容易に実現できない状況だ。

中国の「自動車産業中長期発展計画」では、2025 年までに世界自動車メーカートップ 10 に複数の中国企業を入れることを目標としている。足元の NEV 販売実績は長安汽車以外の国有大手 5 社が伯仲している。そのような中で、各社の特徴を比較すると、自社ブランド乗用車や NEV の競争力が、今後の浮沈を決定づけていくことになる。今年、BYD が上海汽車を抜き、中国最大の自動車グループになると、中国自動車業界は大きなターニングポイントに立つことになる。今後は、BYD、吉利汽車をはじめ、世界自動車トップ 10 に入る中国勢が増加する可能性は十分にあるだろう。

以上

【24 年 1－9 月 中国自動車トップ 10 グループの販売台数】

グループ	所有形態	主な外資提携先	販売台数（単位：万台）	前年同期比
1 BYD	民営上場企業	トヨタ	274	32%
2 上海汽車	上海市管轄	GM、VW	264	-21%
3 第一汽車	中央政府管轄	トヨタ、VW	226	-7%
4 長安汽車	中央政府管轄	Ford、マツダ	191	2%
5 東風汽車	中央政府管轄	ホンダ、日産、PSA	180	17%
6 吉利汽車	民営上場企業	Smart	180	24%
7 奇瑞汽車	民営企業	ジャガー・ランドロバー	175	40%
8 広州汽車	広州市管轄	トヨタ、ホンダ	133	-26%
9 北京汽車	北京市管轄	メルセデスベンツ、現代自	117	-18%
10 長城汽車	民営上場企業	MINI	85	-1%

各社発表資料に基づき筆者作成

Profile



みずほ銀行 ビジネスソリューション部 上席主任研究員

上海工程技術大学客員教授、中央大学兼任教員 湯 進

みずほ銀行で自動車・エレクトロニクス産業を中心とした中国産業経済についての調査業務を経て、日中の自動車業界の知見を生かした両国での事業を支援する。著書「中国の CASE 革命～2035 年のモビリティ未来図」（日本経済新聞出版）など多数。

コラム：東洋経済



日経ビジネス



定年引き上げで中国の潜在成長率は上昇

～最大で 2040 年まで年平均 0.3%押し上げる試算～

みずほリサーチ&テクノロジーズ 調査部アジア調査チーム

主任エコノミスト 月岡直樹 : naoki.tsukioka@mizuho-rt.co.jp

■ 定年を段階的に引き上げへ。

労働力の確保と年金財政収支の改善を図る狙い

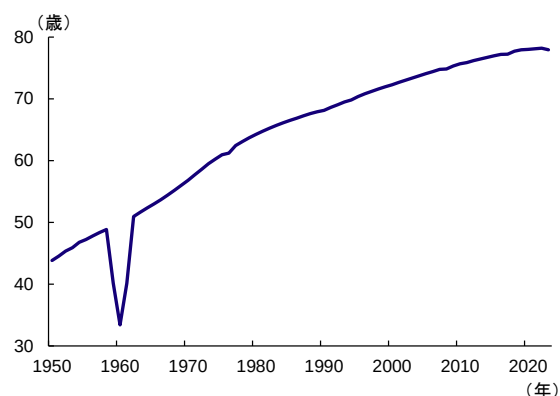
全国人民代表大会（全人代）常務委員会が 9 月 13 日、法定退職年齢（定年）の段階的な引き上げを決定した。中国の定年は現在、男性で 60 歳、管理職の女性で 55 歳、非管理職の女性で 50 歳となっているが、これを 2025 年から 15 年かけて段階的にそれぞれ 63 歳、58 歳、55 歳へと引き上げる。また、年金の受給資格取得年数を現在の 15 年から 2039 年までに段階的に 20 年へと引き上げることも決めた。定年の引き上げと年金の受給資格取得年数の延長には、平均寿命の延伸と少子高齢化の急速な進展に対応し、労働力の確保と年金財政収支の改善を図る狙いがある。

本稿では、今回の引き上げに至る経緯と決定のポイントを整理した後、定年の引き上げで労働力人口がどのくらい増加し、中国の潜在成長率にどのくらいのインパクトを与えるのかを試算する。その上で、定年引き上げが労働市場に与える影響について考察する。

■ 社会的なショックを和らげる意図から「自発的、弾力的」な運用を強調

中国の定年は 1950 年代初頭に定められ、改革開放を経て経済社会環境が激変し、平均寿命が大きく伸びた中でも据え置かれてきた（図表 1）。少子高齢化が急速に進み、将来的な労働力の不足や社会保障の持続可能性への懸念が高まる中、定年の引き上げは長年にわたって議論されており、習近平政権も発足当初から定年を段階的に引き上げる方針を示してきた。しかし、不利益をこうむる中高年層からの反発の大きさを考慮して実際

図表 1 中国の平均寿命



(出所) 国連より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

の導入は見送られてきた。

ただ、引き上げに向けた地ならしは着実に進んでいた。全人代は 2021 年 3 月に可決した『国民経済および社会発展の第 14 次五年計画ならびに 2035 年長期目標要綱』において「徐々に法定退職年齢を延長する」と明記し、2022 年 3 月には江蘇省が定年延長を試験導入するに至った。それは、労働者本人の申請に基づき雇用主が同意した場合に最短で 1 年、定年の延長を可能にするという、労使双方の自主性に重点を置いた規定であった。こうした経緯を受けて、2024 年 7 月に開催された中国共産党第 20 期中央委員会第 3 回全体会議（三中全会）がその決定文書において「自発的、弾力的の原則に基づき、穏当に秩序立てて漸進式の法定退職年齢延長の改革を推進する」と非常に慎重な文言ながら定年引き上げの方針をあらためて明記し、今回の決定につながった形である。

今回の決定では、年金の受給資格取得年数を満たした場合に引き上げ前の定年以降の年齢で早期退職を選択することができ、労使双方が一致すれば新しい定年を最大 3 年延長することもできるとしている。あくまで労働者の「自発的」意思に基づいて「弾力的」に運用することを強調しており、定年引き上げに伴う社会的なショックを和らげようという意図が垣間見える。一方、女性の定年について管理職と非管理職の一本化はなされなかった。管理職（中国語では「幹部」）と非管理職（同「工人」）の区分けは法律で明確化されていないこともあり、政府として各地で異なる規定や慣習に手を入れることは避けたとみられる。

■ 最大で 2026～40 年にかけて

経済成長率を年平均 0.33%Pt 押し上げる試算

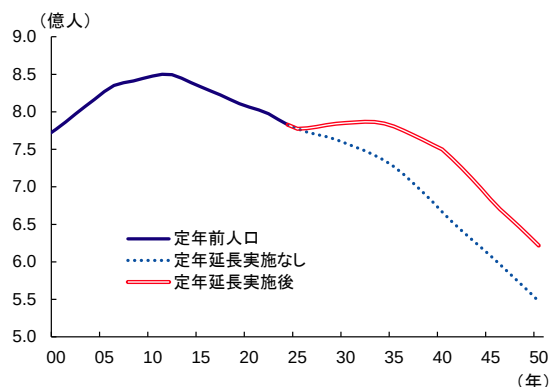
今回の決定を受け、中国の定年は 2025 年 1 月～2039 年 12 月までの移行期間の間、男性と管理職の女性で 5 年ごとに 1 歳（4 カ月ごとに 1 カ月ずつ）、非管理職の女性で 3 年ごとに 1 歳（2 カ月ごとに 1 カ月ずつ）のペースで引き上げられる。

みずほリサーチ & テクノロジーズでは、最新の国連人口推計（World Population Prospects 2024）に基づき、段階的な定年引き上げにより定年前人口（15 歳以上）がどのくらい増加するのかを試算した。女性は管理職と非管理職の比率が分からないため、全員が非管理職である（すなわち、定年は 50 歳から 55 歳に引き上げられる）ことを前提とした。その上で、労働者全員が早期退職せずに新たな定年まで働き続けることも前提とした場合、引き上げが完了する 2040 年時点の定年前人口は引き上げを実施しないケースに比べて 8,300 万人（12.5%）増加する見込みとなった（図表 2）。

さらに、労働力人口の増加が中国の潜在成長率に与える影響についても試算を行った。中国人民銀行が 2021 年に発表した中国の潜在成長率に関するレポートを参照し、上記と同じ仮定を置いて試算したところ、2026～40 年にかけて経済成長率を年平均で 0.33%Pt 押し上げるとの結果が出た（図表 3）。生産年齢人口の減少を背景に、中国の成長会計における労働投入はすでにマイナス寄与となっているが、定年引き上げによって 2026 年から

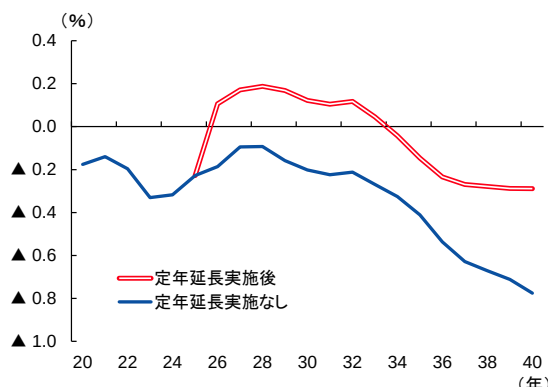
2030年代前半にかけて一時的にプラス寄与に戻る形であるが、2030年代初めには成長率が3%を割ると予想される中国経済の中長期的な減速傾向を変えるほどのインパクトはないであろう。もっとも、この試算は定年前人口増以外の要素、例えば定年引き上げが労働

図表2 中国の定年前人口（試算）



（出所）国連より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

図表3 潜在成長率に対する労働投入の寄与度（試算）



（出所）国連、中国人民銀行より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

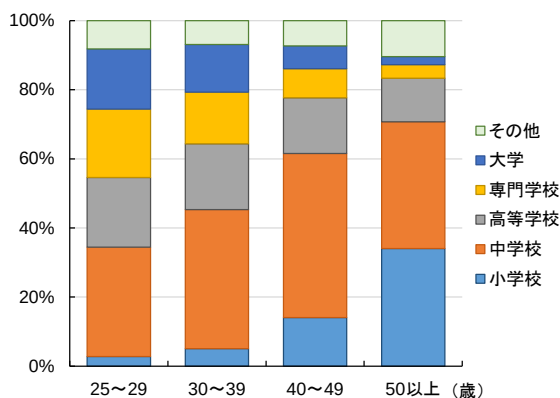
生産性や雇用に与える影響などを一切考慮していない。早期退職を選択する労働者も一定数いる可能性を考えると、試算結果は定年引き上げの経済効果が最大限発揮された場合とみなすべきであろう。

■ 中高年層と若年層は労働市場で競合せず。

一方、少子化を加速させるおそれもある

では、定年の引き上げは労働市場にどのような影響を与えるであろうか。論点の一つは、中高年層の雇用延長が若年層の雇用に与える影響である。社会の仕事量が一定の状況下において高齢者の雇用増は若年層の雇用機会喪失につながるとの見方（労働塊仮説）もあるが、中国では中高年層と若年層のスキルセットに大きな違いがあることから、この仮説は支持されないと考えられる。中高年層は若年層に比べ低学歴かつブルーカラーが多いとみられるのに対し、若年層の多くは高学歴でホワイトカラーを指向しており、労働市場において競合する可能性が低いためである（図表4）。足元、若年失業率の高止まりが社会問題化しているが、若年層の求めるホワイトカラー雇用が不足しているミスマッチによるものであり、定年の引き上げがこの傾向を大きく変えるとは考えにくい。ただ、中高年層の転職や配置転換は容易ではないことから、雇用延長が従来型産業の温存につながり、ホワイトカラー雇用を創出するような産業

図表4 年齢層別最終学歴（2020年国勢調査）



（出所）中国国家統計局より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

構造の転換を遅らせるおそれはある。

もう一つの論点は、今回の試算の前提にかかわるものであるが、どのくらいの中高年層が早期退職を、あるいは定年延長を選択するかである。現行制度においては「定年退職＝年金受給開始」であり、日本に比べて仕事にやりがいを求める労働者は少ないと考えられることから、年金受給額の上乗せといったインセンティブがなければ、多くの中高年層が早期退職を選択する可能性がある。その一方で、中国では定年退職後の中高年層が共働きの子供夫婦に代わって孫の面倒を見ているケースが多いため、定年引き上げはこの社会慣習に変更を迫る可能性もある。子育て支援サービスの充実が伴わない場合、政府の意図とは裏腹に少子化を加速させる要因ともなろう。

以上

[参考文献]

- 月岡直樹 (2024)「中国3中全会が「強国」路線を再確認 ～政策転換の兆しなく、経済見通しに影響せず～」Mizuho RT EXPRESS (7月29日)
- 伊藤秀樹 (2022)「中国経済に忍び寄る人口減少の影響 ～影響強まる2030年代に向け、残された時間は少ない～」Mizuho RT EXPRESS (11月4日)
- 月岡直樹 (2022)「中国の若年失業率は高止まりへ ～新卒急増で就職環境は一段と厳しく～」Mizuho RT EXPRESS (7月22日)

【PR】YouTube[®]動画「MHRT Eyes」・各種 調査レポート（無料）を配信中！（「YouTube」はGoogle LLCの登録商標です）
～国内外の経済・金融動向など幅広い分野について、エコノミスト・研究員が専門的な知見をご提供～
▽メルマガ（登録無料）では、配信をいち早くお知らせしております。下記より是非お申込みください

<https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/mailmagazine/research/index.html>



（QRコードはスマートフォンでの登録時有効です）

お問い合わせ：みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社 調査部メールマガジン事務局

(03-6808-9022, chousa-mag@mizuho-rt.co.jp)

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。

新型都市化の発展現状と将来展望

～「人間中心^{※1}の新型都市化 5 か年行動計画」の策定を中心に～

みずほ銀行 中国営業推進部

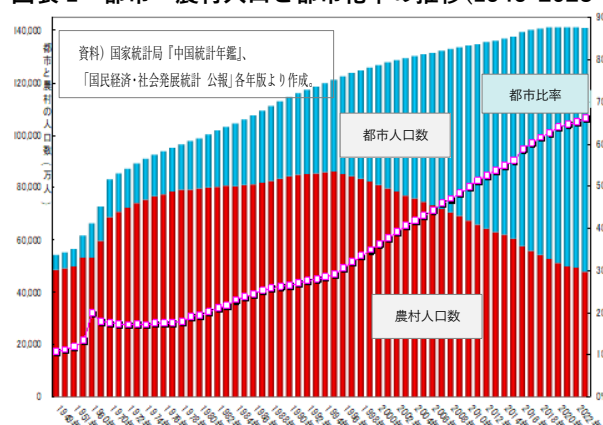
特別研究員 邵 永裕 Ph. D.: yongyu.a.shao@mizuho-bk.co.jp

1. はじめに

中国における都市化の発展は 1949 年の新中国建国から今年まで 75 年の長い歳月を経過した(図表 1)。しかし、1978 年までの約 30 年間には「反都市化の段階」(1958～1965 年)も現れたように、大きな発展は見られず、1995 年まで大量な農村人口の積み上げ(約 8.5 億人)が続いた。これは今なお温存されている戸籍管理政策や人口移動政策による影響が大きい、時の国内政治・経済の情勢変化による影響もあった(図表 2)。

1996 年における中国農村人口のピークアウトを機に、中国の都市化はこれまでにない高速発展の時期に入った。2000 年から 2010 年にかけての中国の都市化率は 36.2% から 49.7% に増加し、2010 年から 2020 年にかけて、49.7% から 63.9% に拡大した。特に、2011 年には都市化率が 51.3% を記録し、ついに都市人口(約 6.91 億人)が農村人口を上回った。そして、2023 年には 66.2% にまで達している。

図表 1 都市・農村人口と都市化率の推移(1949-2023 年)



図表 2 中国建国以降の都市化の段階的な発展と時代背景

	都市数と都市人口	主な背景と特徴
初期発展段階 (1949～1957年)	都市数: 132→176市 都市人口: 3.949→7,077万人	・建国の回復期に156件の工業投資に伴い多くの都市が新設され、都市化率は7.3→10.9%。
反都市化段階 (1958～1965年)	都市数: 176→168市 都市人口: 7,077→8,858万人	・「大躍進」運動の影響で、経済が調整期に入り、都市数も減少。都市化率は15.4→12.2%。
停滞・純化段階 (1966～1978年)	都市数: 168→194市 都市人口: 8,858万人→1.73億人	・「文化大革命」の影響で都市数は微増(1年2都市のみ)都市化率は17.9%に止まる。
加速発展段階 (1979～1991年)	都市数: 194→286市 都市人口: 1.73→3.12億人	・経済改革と対外開放の段階に入り、都市数と都市人口が急増。都市化率は26.9%に。
安定発展段階 (1992～2008年)	都市数: 286→655市 都市人口: 3.12→6.07億人	・市場化と国際化が加速し、地域開発と都市建設が盛んに。都市化率は45.7%へ急伸。
高速発展段階 (2009～2013年)	都市数: 655→661市 都市人口: 6.07→7.3億人	・金融危機と温暖化対策を機に低炭素・循環型の都市化戦略へシフト。都市化率は53.7%へ。
新型転換段階 (2014～2020年)	都市数: 661→685 都市人口: 7.3→9.02億人	・人間中心的で、効率性・持続可能性を重んじた新型都市化戦略へ転換。都市化率は63.9%へ。
新型加速段階 (2021～2035年)	都市数: 691→(NA.) 都市人口: 9.14→10.6億人(予測)	・人間中心で質の高い発展と共同富裕を目指す新型都市化の実現。都市化率は74%に(予測)。

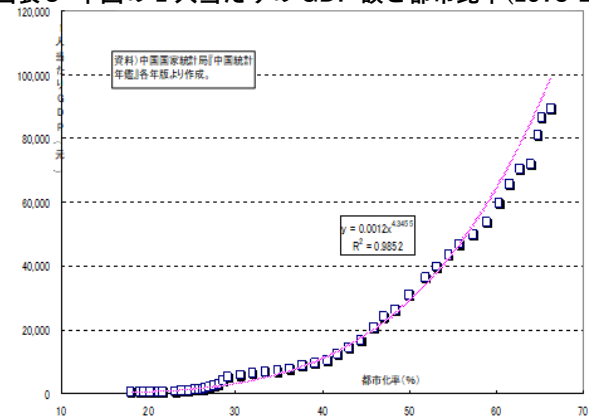
資料) 邵永裕『中国の都市化と工業化に関する研究: 資源環境制約下の歴史的・空間的展開』多賀出版、2012年より加筆修正。2035年の都市人口数と都市化率は北京大学の研究論文の予測値に基づき。

^{※1} 「人間中心の都市化」とは「新型都市化」のキーワードの一つで、その意味するところは、2014 年 3 月の全人代における「政府活動報告」の中で提起された、「3 つの 1 億人問題」の早期解決による格差と不平等の根本的な是正による国民全体の福祉向上と人間的尊厳の賦与にあると理解される。具体的には、「1 億人の農業人口を都市部に定住させる」、「1 億人が住む都市部のバラック密集地や「城中村」(都市部で開発に取り残された農村区画)を改善する」、「中西部の 1 億人が住む地域の都市化を実現する」という 3 億人の長期的な問題に真正面から善処することが目指されている。

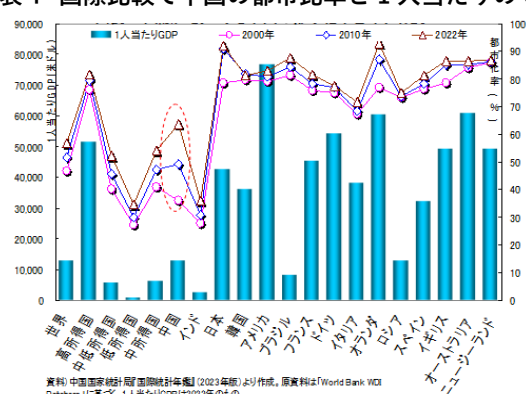
都市化は工業化と共に経済発展のエンジンとも見られており、その発展は国民 1 人当たりの所得水準と極めて高く相関している。このことは中国の長い都市化過程においても同様に見られる（図表 3）。ただ、工業化に大きく後れを取った中国の都市化^{※2}は、世界の高所得国はもとより、一部の中低所得国よりも低く（2022 年・図表 4）、都市化発展が高い水準にあるとは言えない。また、真の都市化とされる戸籍人口の都市化水準（総人口に占める都市戸籍保有人口の比率）は更に低く、2023 年でも 50%（48.3%）に達していない状況である。

本稿は、中国の新型都市化戦略の展開動向を振り返った上で、今年 7 月末に公布された「人間中心の新型都市化 5 か年行動計画」の主旨内容を紹介する。そして、これまでの新型都市化進展の成果と課題（「光と影」）を概観し、今後の政策効果と次期第 15 次 5 か年計画以降の都市化発展を展望する。

図表 3 中国の 1 人当たりの GDP 額と都市比率(1978-2023 年)



図表 4 国際比較で中国の都市比率と 1 人当たりの GDP



2. 新型都市化戦略の展開動向

2009～2013 年の高速発展の段階を経て、中国の都市化発展は大きな戦略転換を迎え、新型都市化の発展期に入った。これに伴い様々な政策文書が公布・施行されてきた（図表 5）。まず 2014 年 3 月に「国家新型都市化計画（2014－2020 年）」が打ち出され（図表 5 の No.1）、さらに 2016 年 2 月に「新型都市化建設を深く推進することに関する若干意見」が公布された（同 No.3）。そして、2015～2020 年における第 13 次 5 か年計画の実施に合わせながら、新型都市化の発展計画が詳細に示された。2021 年 3 月に公表された「国民経済と社会発展の第 14 次 5 か年計画と 2035 年遠

図表 5 中国の新型都市化発展促進政策の展開動向

No.	公布機関	公布年月	政策(計画など)名称と主旨概要
1	党中央・国务院	2014年3月	「国家新型都市化計画(2014－2020年)」⇒2020年までの発展目標と推進事業を指示。
2	発展改革委	2015年2月	「国家新型都市化計画総合実験方案」⇒62の市、県、鎮を対象とした実験案を指示。
3	国务院	2016年2月	「新型都市化建設を深く推進することに関する若干意見」⇒「国家新型都市化計画」の強化版として、推進事業と保障措置を明記。
4	発展改革委	2018年5月	「第1期全国新型都市化総合実験案の経験に関する通知」⇒実験案の共有促進。
5	国家標準委	2018年6月	「国家標準「スマートシティレベルデザインガイドライン」⇒新型都市化の重要一環としてのスマートシティ建設を支援促進。
6	発展改革委	2019年4月	「2019年度新型都市化建設重点任務に関する通知」⇒同年の重点建設事業を詳細指示。
7	発展改革委	2019年6月	「第2期全国新型都市化総合実験案等の地域経験普及に関する通知」⇒実験案の共有促進。
8	国家標準委	2020年12月	「推薦性国家標準「新型都市化品質都市評価指標体系」⇒新型都市化の建設促進手段として国家標準の制定・採用を提記。
9	党中央・国务院	2021年2月	「国家総合立休交通網計画綱要」⇒都市部を中心とした立体的な交通網整備を中長期に計画・指示。
10	全人代(新華社)	2021年3月	「国民経済と社会発展の第14次5か年計画と2035年遠景目標綱要」⇒総合的な中長期計画でも新型都市化を重要な位置づけを付与。
11	発展改革委	2021年4月	「2021年新型都市化と都市・農村融合発展の重点任務に関する通知」⇒同年の重点建設事業を詳細指示。
12	発展改革委	2021年8月	「第3期全国新型都市化総合実験案等の地域経験普及に関する通知」⇒実験案の共有促進。
13	党中央・国务院	2021年11月	「都市と農村のグリーン発展の推進に関する意見」⇒都市と農村のグリーン発展の同時推進に関する実施案を指示。
14	発展改革委	2022年3月	「2022年新型都市化と都市・農村融合発展の重点任務に関する通知」⇒同年の重点建設事業を詳細指示。
15	党中央・国务院	2022年5月	「県城を重要なキャリアとする都市化建設の推進に関する通知」⇒県庁所在地都市の重点位置づけと推進事業を指示。
16	発展改革委	2022年6月	「“十四五”新型都市化実施方案」⇒2021～2025年における5年間の発展目標と実施事業を指示。
17	発展改革委	2022年7月	「“十四五”全国都市基礎施設建設計画」⇒2021～2025年における5年間の都市インフラ建設事業を指示。
18	党中央・国务院	2022年2月	「“千村実証・万村整備”事業の経験を学び、農村地域の全面振興を力強く効果的に推進するための活用に関する意見」⇒成功事例の経験共有の拡大による農村振興の促進。
19	発展改革委	2023年8月	「2023年新型都市化と都市・農村融合発展の重点任務に関する通知」⇒同年の重点建設事業を詳細指示。
20	国务院	2024年7月	「人間中心の新型都市化戦略を深く実施する5か年行動計画」⇒初めてのアクションプランとして、4大事業行動などを提記。

資料) 中国WEBサイト及び各種報道より作成。注) 本表は主要な関連政策をピックアップしており、すべてを含むものではない。

^{※2} 邵永裕『中国の都市化と工業化に関する研究:資源環境制約下の歴史的・空間的展開』多賀出版、2012年2月。

景目標綱要」(図表 5 の No.10)では、2035 年までの新型都市化戦略の発展ビジョンも示され、新型都市化による建設プロジェクトも明記された^{※3}。2022 年 5 月には「“十四五”新型都市化实施方案」が公布され(同 No.17)、2025 年までの第 14 次 5 か年計画期の取り組みが策定された。直近の 2024 年 7 月末には「人間中心の新型都市化戦略を深く実行するための 5 か年行動計画」(以下「5 か年行動計画」と略す)が国務院から公布され(同 No.20)、今後 5 年間ににおける新型都市化の発展強化に関するアクションプランが明示された。以下では主にこの最新公布の 5 か年行動計画について紹介する。

同 5 か年行動計画では主に、①農業移転人口に対する新たな市民化行動の実施、②潜在性のある地域の都市化レベルアップ行動の実施、③現代的な大都市圏の育成行動の実施、④都市再生と都市の安全及び強靱性の向上行動の実施、という 4 大行動の実施を掲げている。具体的には、図表 6 の右列に示す取り組みを実施するとしている。

新型都市化の発展に関する基本的かつ重要な点は、農村住民の都市移住に伴う真の市民化の実現と、潜在性のある(立ち遅れている)地域の都市化の底上げ促進である。特に喫緊の課題であるため、同 4 大行動の①(戸籍制度の改革推進)と②(潜在性のある地域の都市化レベルアップ行動の実施)に関する政策内容が、より意義深く関心を持たれているので、ここではこの二つの行動に関する詳細な内容を見ておこう。

図表 6 新型都市化 5 か年行動計画による 4 大行動の概要

①農業移転人口に対する新たな市民化行動の実施	⇒戸籍制度改革をさらに深化させる。 ⇒定住地における基礎的公共サービスの提供体制の整備。 ⇒都市や町における農村部の出稼ぎ労働者の安定雇用の促進。 ⇒移民の子どもたちが移住先で教育を受ける権利を守る。 ⇒農業移民に対する多様な住宅保障制度を改善する。
②潜在的な地域の都市化レベルアップ行動の実施	⇒特色のある有利な産業クラスターの育成促進。 ⇒工業団地の整備・拡張の推進。 ⇒産業発展に向けた人材支援の強化。 ⇒都市や町の総合的な収容力の拡張。
③現代的な大都市圏の育成行動の実施	⇒都市間における通勤効率の向上。 ⇒産業の分業と連携の強化促進。 ⇒市場統合の構築を加速する。 ⇒公共サービスの共同構築と共有を促進する。
④都市再生と都市の安全及び強靱性の向上行動の実施	⇒古い都市コミュニティの再生を促進する。 ⇒手頃な価格の住宅の建設、「緊急時とレジャーの両方」の公共インフラの建設、都市部の村落の変革を加速する。 ⇒都市部の治水の強化。 ⇒都市ライフライン安全プロジェクトの実施。 ⇒グリーン・スマートシティの構築を推進する。

資料) 中国国務院・国務院(2024.7.31)「深入实施以人为本的新型城镇化战略五年行动计划」より抜粋作成。

図表 7 5 か年行動計画による農村部移住者市民化関連措置と時代背景

戸籍制度改革推進	⇒一部の超大都市を除き、戸籍の取得制限を緩和し、常住地に基づく戸籍の登録制度を実施する。 ⇒常住人口300万人以下の都市の戸籍制限を撤廃するほか、常住人口300万人～500万人の都市戸籍の取得条件を全面的に緩和する。 ⇒常住人口500万人以上の「特大都市」「超大都市」で導入しているポイント制の戸籍登録制度について、年間の登記人数制限の取り消しを奨励する。 ⇒地域の実情に応じた戸籍登録制度を策定し、都市に定住している農村部からの移住者の家族全員が戸籍を取得するとともに都市住民と同等の権利を享受し、同様の義務履行を促す。 ⇒全国統一の戸籍管理サービスプラットフォームを整備し、戸籍登録・移転の利便性を向上させる。
常住地の基本公共サービス制度整備	⇒人口移動の法則を把握し、それに沿った公共サービスを推進する。 ⇒基本的な公共サービスの配置基準を動的に調整する際に、常住人口が利用できる公共サービス項目を増やし、常住人口規模に応じて公共サービス施設の配置を最適化する。 ⇒非戸籍人口を身分証明書番号によって識別し、居住年数とリンクする基本的な公共サービス制度を整備し、常住地における基本的な公共サービスが全常住人口に適用されることを推進する。
安定雇用の促進と子女教育権利保護	⇒出稼ぎ労働者など重点グループの就業支援体系を整備する。製造技能基盤プロジェクトを実施し、製造業のリーディングカンパニーと職業訓練校による訓練サービスの提供を支援する。 ⇒職業訓練校で農村部からの移住者向けの学生募集数を安定化させる。職業技能検定制度を整備し、技能人材の待遇を改善する。 ⇒雇用サービスの全常住人口への適用を促進し、出稼ぎ労働者の労働權益の保護を強化する。公立学校の定員を増やし、公立学校に通う移住家族帯同の子女の割合を継続的に高める。 ⇒移住家族帯同の子女が移住先で中等職業教育と幼稚園教育の保障対象となるのを加速する。人口の変動に対応した基本的な公共教育サービス制度を構築する。常住人口規模の変化に応じて、各地域の教員などを動的に調整する。
多面的住宅保障体制整備と社会保障拡充	⇒条件を満たす都市に定住している農村部からの移住者を都市の住宅保障政策の適用対象に含むことを奨励する。農村部からの移住者にとって手ごろなコンパクト賃貸住宅の供給を増やす。 ⇒各種の措置で農村部からの移住者の住宅ニーズに応えることを支援する。住宅の購入者と賃貸者が公共サービスに対する同等の権利を享受できるように推進する。条件を満たす都市で保障性住宅の建設を推進する。 ⇒社会保障加入の戸籍制限を完全に撤廃し、社会保障関連手続きの移転・継続に関する政策を整備する。関連規定に基づき、農村部からの移住者が都市従業員基本養老保険と医療保険に加入するよう指導する。 ⇒居住許可証による都市・農村住民の基本医療保険への加入政策を全面的に実施し、他地域での医療費直接控除ができる指定医療機関の数を増やす。 ⇒新しい雇用形態の労働者に対する労働災害補償を試験的に実施する。・条件を満たした農村部の移住者を社会扶助の対象に含め、生活困窮者へ生活保障を行う。

資料) 中国国務院・国務院(2024.7.31)「深入实施以人为本的新型城镇化战略五年行动计划」より抜粋作成。

^{※3} むろん、この間に新型都市化発展に関するその他の実証実験政策や国家立体交通建設要綱、都市と農村の融合発展政策など(図表 5 の N0.2 と N4～No.9 及び No.11～No.19)に加え、数多くの地域版の関連促進策も施行されてきたので枚挙に暇がない。

図表 7 に示されるように、農業移転人口に対する新たな市民化行動の実施に関して、①戸籍制度の改革推進、②常住地の基本公共サービス制度の整備、③安定雇用の促進と子女教育の権利保護、④多元的住宅保障体制の整備と社会保障の拡充、という 4 つの措置が提起され、それぞれの措置に関する具体的な取り組みも同図表の右列に詳細に明記されている。また図表 8 のように、「潜在性のある地域の都市化レベルアップ行動の実施」に関する政策内容も 4 点示された。これは即ち、

①特色のある産業クラスターの育成、②産業園區のレベルアップとキャパシティの拡張、③産業発展における人材支援の強化、④都市の総合負荷力の増強となっている。それぞれの詳細な内容は同図表の右列に示す通りである。なお、行動計画で明示されている潜在性のある地域は、河北省中南部、安徽省北部、山東省南西部、河南省南東部、湖南省南西部、広東省西部、四川省東部などとなっており、これらの集中地域に焦点を当て、都市化率が低く、人口が多い他の県（都市、地区）も同様に、新型工業化と都市化の発展を進めている。そこでは、段階的な産業配置、近隣住民の雇用確保、大中小都市の均衡の取れた発展促進が謳われている。また、この項目の行動に関して特に具体的な政策手段として、3 点（① 地域を越えた新たな産業配置に対するインセンティブメカニズムの改善、②土地の保全と高度利用の強化、③資金の分散投資の保証強化）を挙げている。なお、財政・金融支援について、中央財政建設基金は潜在性のある地域における公園施設、職業教育、自治体施設の建設を支援する。さらに、食糧産出量の大きい県に対する基礎教育、医療、高齢者介護・保育等の公共サービス能力の向上を支援するための特別枠を設ける。潜在分野の製造業への中長期融資を拡大し、金融機関の役割を最大限に発揮して、潜在性のある地域における新型工業化・都市化プロジェクトの建設を支援するなど明記されている^{※4}。

図表 8 5 か年行動計画の潜在力地域の都市化水準促進措置

特色のある産業クラスターの育成	⇒各地域の資源資源と産業基盤に依存し、産業チェーンのオーナーとエコロジーリーダーシップと核となる競争力を備えた一流企業を育成・導入し、上流と下流の専門的な新規企業の集積を推進し、優れた専門的優位性を備えた産業を創造する。 ⇒良好な産業基盤を持つ地域を指導し、先進製造業クラスターの発展のための特別措置を深く実施し、新エネルギー、新素材、ハイエンド機器、基本ソフトウェア、産業用ソフトウェアなどの新興産業クラスターを育成する。 ⇒資源とエネルギーが豊富な地域を誘導し、エネルギー、化学、ビッグデータ、その他の産業クラスターのハイエンドでグリーンな開発を促進する。 ⇒地方政府は「一県一政策」で主導産業の発展方向と育成要件を明確にし、潜在的な地域における主要産業プロジェクトのクラスター配置を指導する。
産業園區のレベルアップとキャパシティの拡張	⇒均質で非効率な工業団地の統合・高度化を推進し、ハイレベルの専門産業サービス支援プラットフォームを構築する。 ⇒1畝当たりの産出高を工業団地の総合的な評価基準とする評価制度を確立・改善し、評価結果を区域の拡張・調整・高度化の重要な基礎とする。 ⇒新規工業用地はすべて「標準地」として供給し、土地使用許可確約制度を導入し、柔軟な譲渡・賃貸借、その後譲渡などの柔軟な土地供給方式を推進する。 ⇒公園施設とサービスの標準化レベルを向上させ、水道、電気、ガス、通信などのインフラ、標準工場、共通技術プラットフォームの構築を強化し、投資サイクル全体にわたるワンストップサービス体制を確立し、導入をする。
産業発展における人材支援の強化	⇒潜在的な地域に専門学校（高等専門学校を含む）や研修拠点の建設を増やし、工業団地周辺の配置を優先する。主要産業の発展ニーズに応えるため、専門学校の専門環境を動的に調整し、県中等専門学校への質の高い高等職業教育リソースの浸透を促進し、統合的な学校運営に協力する。 ⇒学校と企業の協力教育方法を革新し、企業が訓練計画の策定と専門的な指導に参加することを促進し、専門学校が企業の専門家をパートタイムで教えるよう雇用することを奨励し、「学位証明書+複数の職業技能証明書」訓練モデルを推進する。 ⇒安定的、オープン、透明性があり、予測可能な開発環境を構築し、起業家を誘致して起業を行う。 ⇒地域を越えた人材の流れを促進し、職業資格や職業スキルレベルなどの国家相互承認を促進し、緊急に必要な人材に対して戸籍登録、子供の教育、ベンチャーキャピタルなどの「ワンストップ」サービスを提供する。
都市の総合負荷力の増強	⇒適格な州が地方準中心城市を育成・発展させ、地方首都の非中核機能を効果的に共有することを促進する。 ⇒ハブ都市を推進して産業収容力と人口収容力を高め、主要産業を中心とした生産者サービスを開発し、単科大学や高レベルの三級病院の計画と配置を強化し、都市の人口集積を促進する。 ⇒県城を重要な担い手として都市化建設を推進し、県城のインフラと公共サービスの充実を加速し、県城総合高等学校の開発と改善、県城病院の総合的能力の向上などの重要な任務を実行し、大規模な中心都市の建設と農業の促進、人口を近隣の都市化に移動させ、超大規模都市に人口と経済規模に見合った経済的および社会的管理権を与える改革を深化させる。 ⇒人口減少が続く県城の変革と発展を導き、人口と公共サービス資源の適切な集中を促進する。

資料）中国府・國務院（2024.7.31）「深入實施以人為本的新型城鎮化戰略五年行動計劃」より抜粋作成。

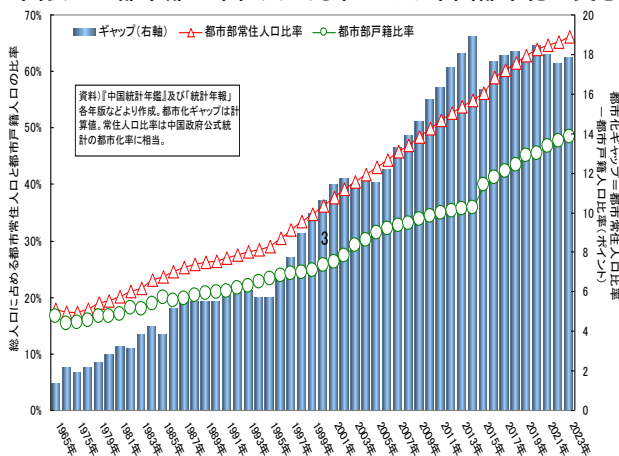
※4 「新型都市化 5 か年行動計画」の金融投資に関する促進効果として、今年 1 ～ 8 月、中国国家開発銀行の新型都市化インフラ向け中長期融資は 2,783 億元に達した（北京 10 月 6 日発新華社＝中国通信）。具体的に農業からの都市住民化や都市共同溝ネットワークなど「目に見えないプロジェクト」、県政府所在地を主体とした新型都市化建設、都市圏軌道交通ネットワーク建設、都市・農村建設のグリーン低炭素化など重点分野と不足している部分に振り当てられるとされている。

3. 新型都市化戦略の実施成果と課題

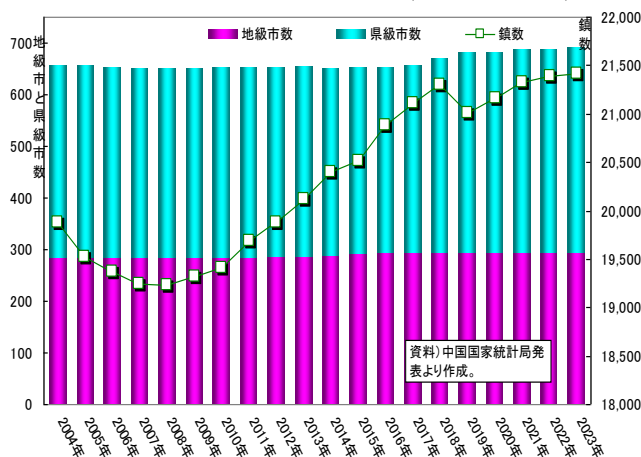
上述の通り、2014 年から実施され始めた中国の新型都市化戦略は、ちょうど 10 年間の月日が経過した。これまで一定の成果を収めた一方で、依然として大きな課題を抱えていると思われる。まず、政策で強く求めている戸籍人口の都市化（真の都市化とも言える）の発展は、2014 年から明確な拡大が見られている（政府の計画も達成^{※5}）が、政策で提起されている都市常住人口の都市化率との間にギャップ縮小が見られていない（図表 9）。2023 年でも、政策公布翌年の 2015 年よりも約 1.7 ポイント拡大している。また、1978 年の改革開放以降の長い趨勢から見れば、常住人口の都市化と戸籍人口の都市化の格差はむしろ拡大傾向に立ち向かっているように見える。戸籍人口の都市化速度が、恒久的に常住人口の都市化速度に遅れていることが直接の原因である。その背景には、やはり戸籍管理を主とする制度改革の不足や限界が存在しているからである。これこそが中国の都市化発展における長年の課題であり、新型都市化戦略の根本的な任務でもあるが、まだ道半ばであると言わざるを得ない。

図表 10 に示す中国の行政都市単位の推移から見ると、地級都市の数はここ 20 年の間は、ほとんど変化が見られないが、県級都市が 2018 年以降一定の増加を示している。また、2014 年以前と以降で、鎮の数の増加が顕著であることから中国農村人口の都市化は長い間、農村に最も近い行政単位

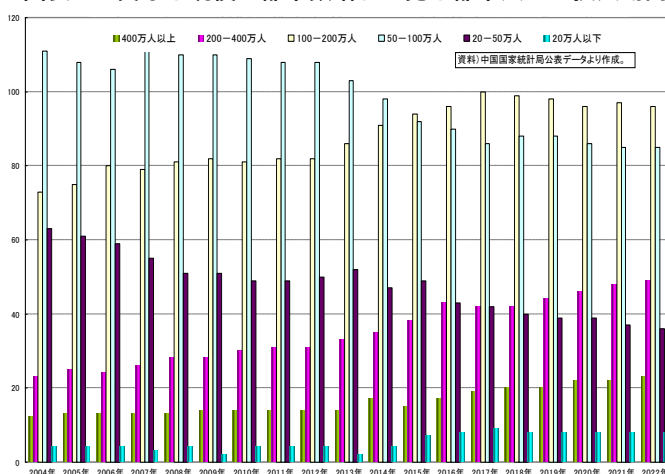
図表 9 都市部の常住人口比率にみる中国都市化の実態



図表 10 中国の都市数の推移(2004-2023 年)



図表 11 異なる規模の都市数増加に見る都市人口の拡大動向



※5 岡本信広「都市化の推進と抑制」、丸川智雄ほか編『高所得時代の中国経済を読み解く』東京大学出版会、2022 年 12 月。

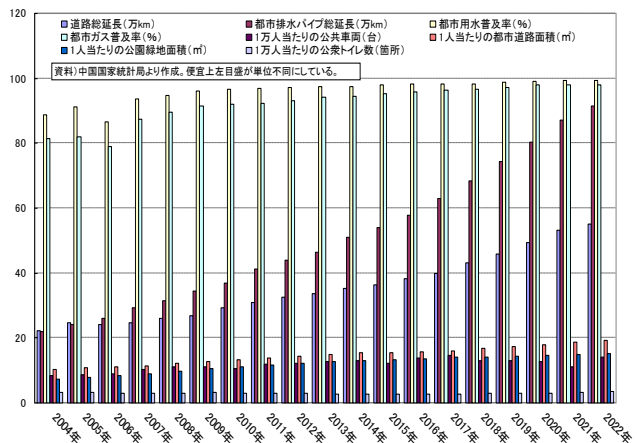
である県庁所在市及び建制鎮^{※6}の発展によって担われる部分が大いことが分かる。

これは基本的に新型都市化発展政策の方針に沿っているが、人口の吸収容量や都市発展のスケールメリットにもそぐわず、おのずと限界を迎えることになるであろう。図表 11 に見る 400 万人以上と 200～400 万人以上の 2 種類の規模都市の数の比較的明確な増加傾向もこのことを裏付けていると言えよう。その意味で、5 か年行動計画で提起された、「常住人口 300 万人以下の都市の戸籍制限を撤廃」、「常住人口 300 万～500 万人の都市戸籍の取得条件を全面的に緩和」と「常住人口 500 万人以上の『特大都市』・『超大都市』で導入しているポイント制の戸籍登録制度について、年間の登記人数制限の取り消しを奨励する」などの政策は今後一定の効果が期待されるであろう。むしろ、ここ 10 年間の中国の都市化発展の大きな成果はやはり都市インフラ整備の拡大と都市集積の拡大であることは間違いない。

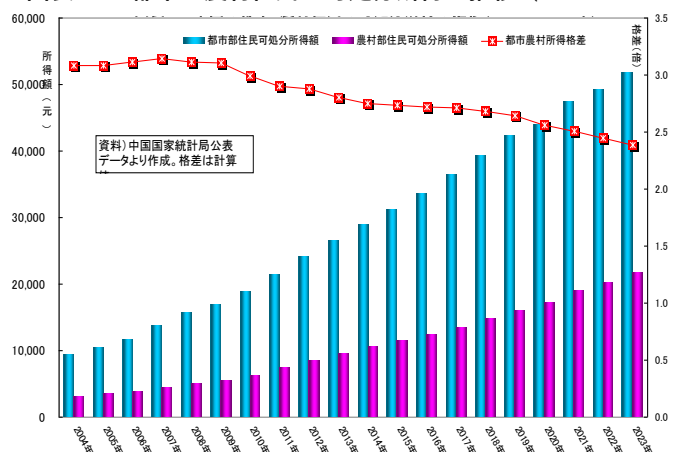
図表 12 のように、中国の都市化発展に伴う都市インフラ整備は道路、上下水道、都市ガス、公共車両、トイレなど広範囲にわたる。これらはいずれも持続的な成長拡大が見られており、急速な都市化発展を下支えしている。また、「二横三縦」^{※7}の都市化グリッド配置戦略に応じて中国の都市圏及び都市群の発展が順調に進んでいる。これにより、都市化経済と地域特化経済の相乗効果が表れ、都市集積と産業集積のスケールメリットも拡大しつつある。

工業化と同様に、都市化はこれまで中国の経済発展と社会進歩に大きく寄与してきた。中国の都市化には、まだ大きな発展の余地があり、今後中国発展の大きなエンジンになることは間違いないであろう。ただ、中国における人間中心の都市化を実現

図表 12 都市インフラ整備にみる中国の都市化発展動向



図表 13 都市・農村住民の可処分所得の推移（2004-2023 年）



※6 「建制鎮」とは、農村地域の中で商工業が一定程度発達し、非農業人口が比較的集中している地域を切り出す形で設置された末端行政区画。2023 年末時点全国に 21,421 か所あり、2014 年より 1,020 か増加した。行政的には末端区分の「郷」と同等の位置付け。中国語で都市化を「城鎮化」と表現するのは、まさに都市（「城市」）に「建制鎮」を加えたもので、農村・中小都市重視の政策指向の反映といえる。

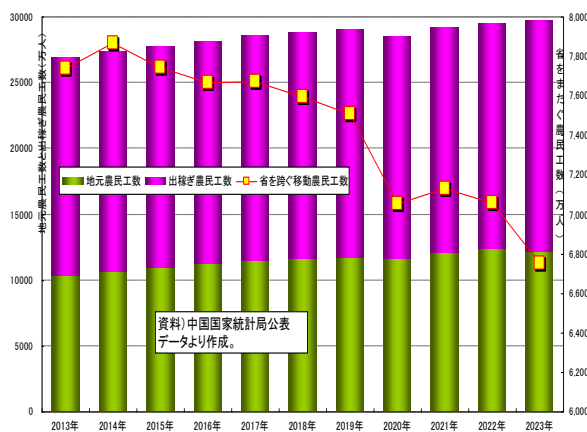
※7 「二横三縦」とは、中国を横 2 本、縦 3 本に区分するという都市化配置戦略で、「ユーラシアランドブリッジ（大陸横断鉄道）ルート」、「長江沿いルート」の 2 本を横軸に、「沿海」、「京哈・京広（北京-ハルビン、北京-廣州）」、「包昆（包頭-昆明）ルート」の 3 本を縦軸とした都市群分布構想である。

させることは依然として「任重くして道遠し」であり、将来に向けて多くの困難や課題を乗り越えなければならないと考えられる。

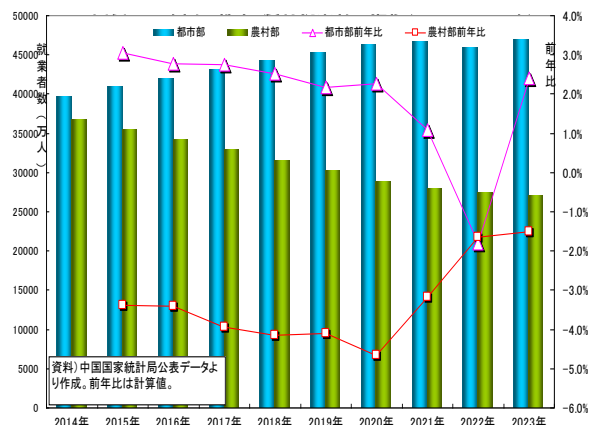
まず、都市と農村住民の所得格差の縮小（2010年代の3倍前後から2020年代の2.5以下へ。図表13）は本来、所得分配の平準化や共同富裕政策の方向性に沿うものであるが、農村から都市への人口移動を誘引するには、むしろ逆効果となる。つまり、都市への移動魅力の低下にもつながる。都市化促進策はより魅力的なものにする必要があり、そのためには都市への移動コストなどをこれまで以上に引き下げることが求められる。

次に、長年中国の都市建設と工業発展に寄与してきた農民工数の伸び悩みと、地域間出稼ぎ農民工数の急減は（図表14）、重要な都市化人口の母体の縮小になりかねない。更に中国人口のピークアウトに伴い、都市部労働人口の成長鈍化よりも農村部労働人口の急減が目立っている（図表15）。今後の新型都市化と新型工業化の実現に向けても、労働力と消費者の資源不足という新たな課題を突き付けられることになるであろう。

図表 14 農民工数の変化(2013-2023 年)



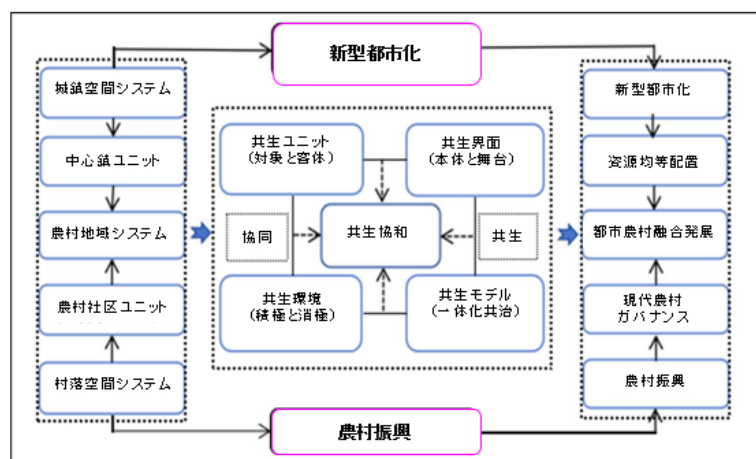
図表 15 中国の都市・農村就業者の推移 (2014-2023 年)



4. 発展の潜在性及び将来展望

上述の通り、中国の新型都市化戦略を実施する上で、都市と農村の経済発展の状況変化だけでなく、少子高齢化による人口構造の変化などにも直面するので、より総合的で抜本的な政策が求められる。少なくとも戸籍制度の抜本的な改革と人口移動の完全な自由を保障する社会保障制度の整備充実が先決である。容易なことではないが、新型都市化と農村振興の融合的・協調的な発展が今後の政策発展の重要なビジョンであろう（図表16）。

図表 16 新型都市化と農村振興の融合協調の発展ビジョン



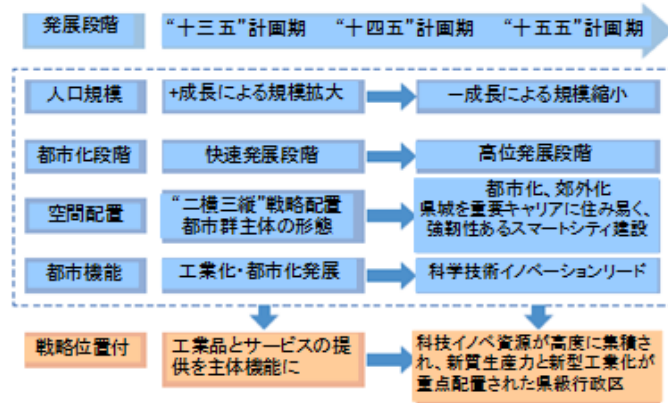
そのために、村落空間システムと都市空間システムの連動構築が必要であり、新型都市化の実現と農村振興・現代農村のガバナンスの共進・共生が成り立たなければならない。その意味で 2026 年に始まる第 15 次 5 か年計画期に向けて、中国の都市化地域の発展ビジョンも都市化の「高位発展段階」に応じて、住みやすく、強靱性のあるスマートシティの建設が指向されると見られている（図表 17）。また科学技術イノベーションによる質の高い都市化発展が政策のベースとなっている。科学技術のイノベーション資源が高度に集積され、新質生産力と新型工業化が重点的に配置された県級行政区の建設が新しい発展の方向性になるとされる。

また、広大な国土と多数の地域・都市を持つ中国の都市化は大きな地域的な格差の課題が残されている（図表 18）。特に新型都市化 5 か年行動計画で言及した潜在性の高い中西部地域の都市化と 1 人

当たりの GDP に大きな成長余力がまだ残されている。地域的な新型都市化の推進をする上でも地域的特性や発展性に、より密着した都市化戦略と地域振興政策が重要であり、また地域間の協力・共同発展の枠組みもこれまで以上に求められている。交通・通信、

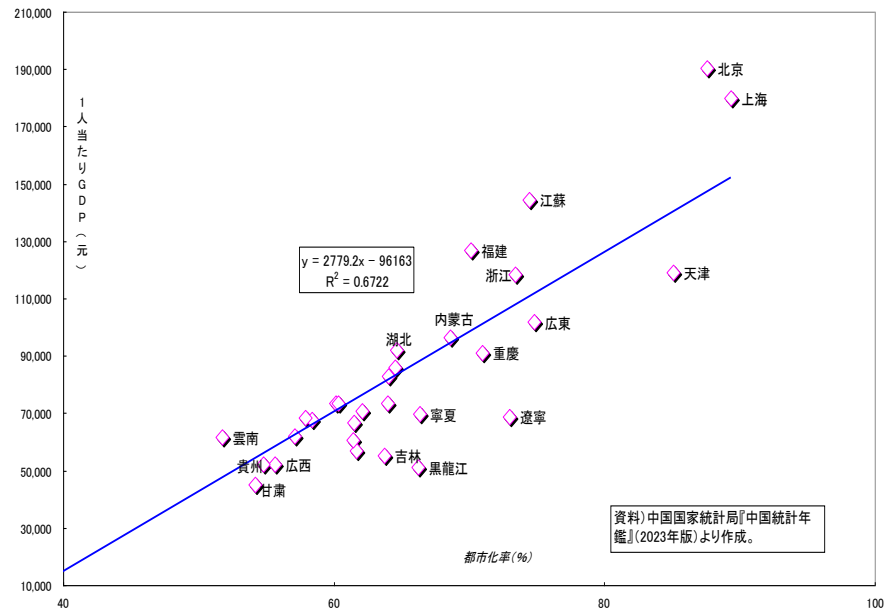
産業技術のみならず、人口・労働力、食料・エネルギー資源、社会保障制度の整備連携など、幅広い分野にわたる地域間連携が重要となる。これらが、新型都市化における多くの課題解決にとっても有効となるであろう。

図表 17 中国都市化の情勢変化と都市化地域の発展ビジョン



資料) 戚伟 樊杰 李佳洛 李宇「“十五五”期间我国城市化地区发展的战略重点」、『中国科学院院刊』2024年第39卷・第4期より加工引用。

図表 18 中国各地域の都市化率と 1 人当たりの GDP(2022 年)



資料) 中国国家统计局『中国統計年鑑』(2023年版)より作成。

以上

「ネットワークデータセキュリティ管理条例」の公布について

方達法律事務所

中国弁護士 孫海萍 (Haiping Sun) : haiping.sun@fangdalaw.com

はじめに

2024 年 9 月 30 日、国務院は「ネットワークデータセキュリティ管理条例」（中国語では「网络安全数据安全管理条例」といい、以下「本条例」という）を公布した。本条例は、2021 年 11 月に公開された意見募集稿をもとに作成され、2025 年 1 月 1 日から施行する。

本条例は、「サイバーセキュリティ法」、「データセキュリティ法」、「個人情報保護法」という中国のデータ保護規制の 3 本柱（以下「三法」と総称する）を上位法とし、三法で確立された規範や制度の細分化およびコンプライアンス義務の統合を目指している。

また、本条例は、意見募集稿が公開されてから約 3 年間に公布されたサイバーセキュリティやデータ保護等に関する上位規制や、データの越境移転等に関する諸規制や実践を参考にして作成されたものであり、意見募集稿において議論的となっていた条項を多数削除することによって、やや緩和された、より実効的な規範設定となっている。

本稿では、三法及び意見募集稿と比較する視点から、本条例の主要内容と特徴を解説する。ささやかながら、皆様の参考となれば幸甚である。

1. 三法を基礎としたコンプライアンス体系の構築

本条例は、サイバーセキュリティやデータ保護に関するコンプライアンス義務を新たに創設していない。代わりに、本条例は「一般規定」の章において、三法で確立された既存のコンプライアンス義務を統合し、「ネットワークデータ取扱活動」に関するコンプライアンス体系を構築し、ネットワークデータ取扱者の義務を明らかにした。

本条例に規定された義務の内容、及びそれに対応する三法等における既存の規定について、以下の表をご参照ください。

本条例の条文		三法および関連法令における既存の規定
第 8 条	違法なネットワークデータ取扱活動および補助行為の禁止	「サイバーセキュリティ法」第 27 条、第 44 条 「データセキュリティ法」第 8 条、第 32 条 「個人情報保護法」第 10 条
第 9 条	ネットワークデータ取扱者の一般的なネットワークデータセキュリティ保護義務	「サイバーセキュリティ法」第 10 条、第 21 条 「データセキュリティ法」第 27 条 「個人情報保護法」第 51 条
第 10 条	ネットワークデータ取扱者が提供するネットワーク製品、サービスの脆弱性および欠陥管理に関する義務	「サイバーセキュリティ法」第 22 条 「ネットワーク製品のセキュリティ脆弱性管理に関する規定」第 7 条、第 8 条
第 11 条	ネットワークデータセキュリティインシデント緊急対応措置に関する義務	「サイバーセキュリティ法」第 25 条 「データセキュリティ法」第 29 条 「個人情報保護法」第 57 条 「コンピュータ情報システム安全保護条例」第 14 条 「コンピュータ情報ネットワーク国際ネットワーク安全保護管理弁法」第 10 条 「GB/T 35273-2020 情報セキュリティ技術 個人情報セキュリティ規範」第 10 条 「ネットワークセキュリティインシデント報告管理弁法（意見募集稿）」
第 12 条	個人情報及び重要データの提供、取扱の委託に関するコンプライアンス義務	「個人情報保護法」第 20 条、第 21 条、第 23 条、第 56 条 「GB/T 35273-2020 情報セキュリティ技術 個人情報セキュリティ規範」第 9.1 条、第 9.2 条、第 9.6 条
第 13 条	国家安全に関する審査を行う義務	「データセキュリティ法」第 24 条 「サイバーセキュリティ審査弁法」第 2 条、第 16 条
第 14 条	ネットワークデータの移転に関する義務	「個人情報保護法」第 22 条 「GB/T 35273-2020 情報セキュリティ技術 個人情報セキュリティ規範」第 9.3 条
第 15 条	デジタル行政システム及び行政データの保護に関する国家機関の監督義務	「データセキュリティ法」第 40 条
第 16 条	国家機関、重要情報インフラ施設運営者、及びその他の公共施設・システムに対するサービス提供者によるデータセキュリティ保護義務	「サイバーセキュリティ法」第 36 条 「重要情報インフラ施設安全保護条例」第 20 条 「インターネット行政アプリケーション安全管理規定」第 25 条
第 17 条	国家機関にサービスを提供する情報システムのネットワークデータセキュリティ管理義務	「サイバーセキュリティ法」第 72 条 「GB/T 44230-2024 行政情報システム基本要求」
第 18 条	自動化アクセスおよびネットワークデータの収集に関する義務	「反不正競争法」第 12 条 「GB/T 35273-2020 情報セキュリティ技術 個人情報セキュリティ規範」第 5.2 条
第 19 条	生成 AI サービスのトレーニングデータ取扱活動に関するセキュリティ管理義務	「生成 AI サービス管理暫定弁法」第 7 条 「TC260-003 生成 AI サービス安全基本要求」
第 20 条	社会的監督を受ける義務	「サイバーセキュリティ法」第 49 条 「個人情報保護法」第 50 条 「App による個人情報の違法収集・使用に関する認定方法」第 6.5 条 「GB/T 35273-2020 情報セキュリティ技術 個人情報セキュリティ規範」第 8.8 条

ネットワークデータセキュリティインシデント緊急対応措置に関する義務（第 11 条）について、本条例は、意見募集稿にあった具体的な通知期限や報告期限を削除しており、

かつ新たな新しい期限を定めていないため、実務上、係る通知義務や報告義務を履行する際に、各業界及び地域における規制（例えば上海においては「上海市公共インターネットサイバーセキュリティインシデント応急案」）等に規定された期限に従う必要があることにご留意いただきたい。

また、本条例は、個人情報及び重要データの「取扱の委託」だけでなく、係る情報等の「提供」についても、「契約等を通じてネットワークデータ受信者と取扱目的、方式、範囲及び安全保護義務等を約定し、かつネットワークデータ受信者の義務履行状況に対し監督を行わなければならない」（第 12 条）と定めており、この点については、「取扱の委託」のみ規定した「個人情報保護法」第 21 条とやや異なることにもご留意いただきたい。実務上、企業は取り扱うデータの種類や状況に応じて、個人情報や重要データの提供、取扱の委託に関する様々なシナリオに対応するために、最大 4 種類のデータ取扱契約を予め用意する必要があることも考えられる。

2. 個人情報・重要データ保護等に関する監督管理実践の明確化

(1) 個人情報

個人情報の保護について、本条例は、個人情報処理規則の展示や作成に関する要求（第 21 条第 1 項）、情報収集・共有の「ダブルリスト」の作成（第 21 条第 2 項）、個人情報主体の権利請求に対する応答要求（第 23 条から第 25 条）など、APP の個人情報保護ガバナンス業務において監督当局が蓄積した成熟した規定を十分に考慮し、本条例の規定に組み入れている。

また、本条例は、「個人情報保護法」第 45 条第 3 項に規定された「ポータビリティ権」の 4 つの前提条件を具体的に規定しており、その前提条件の 1 つは、「移転を請求された個人情報が、本人が提供に同意した又は契約に基づいて収集した個人情報である」ことである。これにより、企業は他の合法的手段に基づいて収集された個人情報について、移転を拒否することができることとなる。係る文言からすると、本人が提供に同意したデータに基づいて生成された情報（例えば、アカウントに登録された携帯電話番号に基づいて生成された UID）がポータビリティ権の対象外となる可能性がある。

本条例第 26 条は、「個人情報保護法」の域外適用管轄に属する国外個人情報取扱者が、その国内に設立する専門機構又は指定代表の名称/氏名及び連絡先情報を所在地の区を有する市級ネットワーク情報部門に報告しなければならないことを定めている。報告業務の実施に伴い、属地の監督管理部門は今後、関連機構又は代表に対して、国外個人情報処理者の個人情報保護状況について問い合わせる可能性がある。

もう一つ注目すべきことは、本条例が「1,000 万以上の個人情報を取り扱う者が、重要データ取扱者としてコンプライアンス義務を遵守する必要がある」と規定しており、2021 年意見募集稿にあった「100 万人」から大幅に引き上げたことである（この基準は天津自由貿易区と北京自由貿易区のデータ分類等級規範にも反映されている）。また、係る取扱

者は、ネットワークデータセキュリティ責任者及び管理機関の義務を明確にし(第 30 条)、かつ当該個人情報の安全性に影響を及ぼすおそれのある企業変動(合併・分割・解散・倒産等)に関するデータ処分案の報告する(第 32 条)といった、2 つの義務を追加的に履行しなければならないのに過ぎない。

個人情報の削除やクローラーを使用したネットワークデータのクローリングなどのシーンについて、本条例第 24 条は、自動化収集技術等を使用することにより、必要でない個人情報の収集又は法により個人の同意を得ていない個人情報の収集を避けることができない場合、または個人がアカウントを抹消した場合においては、ネットワークデータ取扱者は個人情報を削除又は匿名化処理を行わなければならないことを明確に規定している。

(2) 重要データ

本条例第 29 条は、重要データの三段階認定メカニズムを再確認し、すなわち「関係部門が目録を制定する」+「ネットワークデータ取扱者が規定に基づき識別及び申告する」+「関連地区、部門が確認した後に告知又は公開発表する」ことである。本条例第 37 条は、「重要データとして告知されていない又は公開されていない」場合は、重要データとしてデータ出国安全評価を申告する必要はないと確認している。

本条例第 30 条は、重要なデータ取扱者がネットワークデータセキュリティ責任者を経営陣のメンバーに担当させることを要求しており、このことは、監督管理部門がネットワークデータセキュリティの保護を重要視していることを示している。実務上、これまで「データセキュリティ法」第 27 条に基づいて設置していたデータセキュリティ責任者が経営陣のメンバーでない場合には、人員設置上の冗長性を避けるため、企業は特定の経営陣のメンバーを 2 つのポストを兼任させることを検討することもできる。

(3) 個人情報越境移転

本条例は、越境移転に関するコンプライアンス対応を免除する要件の一つとして、「法定の職責又は法定の義務を履行するために、国外に個人情報を提供する必要がある」場合を新たに追加した。係る要件に満たすものとしてコンプライアンス対応を免除する事例として考えられるのは、例えば、国外薬品販売許可所有者が、関連法律法規に基づき、自ら又は国内関連者の協力の下で中国国内で薬品の副作用情報又は薬物警戒情報を継続的にモニタリング及び収集するため、「個人情報保護法」上のデータ越境移転に関わる場合がある。前記のような場合には、本条例第 35 条の規定により、前述の薬物警戒シナリオにおけるデータの出国は、安全評価の通過、個人情報保護の認証または標準契約の締結が必要とされないこととなる。

また、本条例は、「データの越境流動の促進及び規範化に関する規定」が定めた「契約の締結又は履行」に関して免除が適用する契約の種類が、同規定に列举されたものに限定されないことを確認した。これにより、免除に適用される契約は「データの越境流動の促

進及び規範化に関する規定」第 5 条に列挙された 8 種類に限定されないことが明確化にされ、企業が関連免除を適用し、データ越境に関するコンプライアンスコストを削減することに役立つ規定であるとされている。

3. 大型インターネットプラットフォームに関する規定の明確化

本条例は、「大型インターネットプラットフォーム」に該当するためのユーザー数基準、すなわち「登録ユーザー5000 万以上又は月間アクティブユーザー1000 万以上である」ことを明確にしている。もっとも、実務上、「業務類型が複雑である」ことや、「ネットワークデータ処取活動が国家安全、経済運営、国の経済・民生などに重要な影響を与える」ことをどう理解すべきかについては、監督管理部門によるさらなる説明が期待されている。

本条例第 44 条は、「個人情報保護法」第 58 条に規定された個人情報保護に関する社会的責任報告義務を参考にし、係る報告義務の内容を明確にしている。同条により、大型インターネットプラットフォームは、「個人情報保護措置と効果、個人の権利行使申請受理状況、主に外部メンバーで構成される個人情報保護監督機関の職責履行状況などを含むがこれらに限定されない」事項を説明しなければならないとされている。

4. 監督管理部門による協力の強調

政府によるデータの取得問題について国際的な議論があったことに鑑み、本条例第 51 条は、関連主管部門がネットワークデータセキュリティの監督検査において、ネットワークデータセキュリティと関係のない業務情報にアクセス、収集してはならず、取得した情報はネットワークデータセキュリティを維持する必要にのみ使用することができ、その他の用途に使用してはならないという規則を再確認した。

また、過去数年間に発生した法執行の問題について、本条例第 52 条は、関連主管部門はネットワークデータセキュリティの監督検査を展開する際に協力すべく、情報疎通を強化し、検査頻度と検査方式を合理的に確定し、不必要な検査と交差重複検査を回避しなければならないと強調している。また、同条は、関連主管部門が、個人情報保護コンプライアンス監査、重要データリスク評価、重要データ出国安全評価等について、重複評価・監査を回避するために、連携を強化しなければならないことも規定している。

結 び

本条例は、現段階における既存の規制に対する調整と総括であると言える。個人情報の越境移転について、すでに明確な規則が存在するため、企業はこれに従い、個人情報越境移転の安全評価、標準契約の届出、内部報告書の作成及びアーカイブを完了させる必要がある。また、同意に基づいて行われるデータの越境移転に関しては、関連する個人が単

独で明確な同意を取得必要がある。さらに、個人情報保護のコンプライアンス監査について、本条例において監督管理手段が設けられている。これを踏まえ、企業は「個人情報保護コンプライアンス監査管理弁法」の発表後、監査やその他のコンプライアンス関連業務を迅速に進める必要がある。そのために、早期に内部のコンプライアンス監査体制や人員、資源の確保、監査方法についての検討を行うことが望まれる。

以上

Profile

方達法律事務所

1993 年に設立された中国トップクラスの総合法律事務所の 1 つである。投資・買収、PE/VC、キャピタルマーケット、独禁法、個人情報とデータセキュリティ、コンプライアンス、知的財産権、紛争処理等中国・香港法全般のサービスを提供し、クライアントの幅広いニーズに迅速で的確に対応できる体制を整備している。



中国弁護士 孫 海萍 (Haiping Sun)

上海オフィス パートナー

専門分野は、会社買収・合併、外商投資、知的財産、紛争解決、一般会社法務、特に日中間の投資案件、日系会社法務、制裁法・輸出管理法、商業賄賂防止、サイバーセキュリティ法・データセキュリティ法等の方面において豊富な経験を有する。

方達法律事務所に入所する前は、有名な中国法律事務所と米国法律事務所の日本業務チーム、及び日本の四大法律事務所の中国業務チームにて勤務。20 年近くの実務経験を有する。

✉ : haiping.sun@fangdalaw.com ☎ : +86 21 2208 1073

第19回 みずほ日中協働セミナー 【Mizuho China Webinar in Japan】

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第19回 みずほ日中協働セミナーをご案内させていただきます。

本セミナーは、2021年よりシリーズとして開催し、皆さまの中国ビジネスのお役に立つテーマをお届けしております。引き続き2か月に一度を目途に、日中両国の視点から有益な情報をご提供するべく開催して参りますので、是非ご参加下さいますようお願い申し上げます。

オンライン開催日時

2024年11月22日（金）〔申込締切日：2024年11月21日（木）〕

（日本時間）14:50 Webex接続開始

講演 1

（日本時間）15:00 – 16:00

『最新の企業データで見る、日本企業の中国進出動向と今後の見通し』

株式会社帝国データバンク 東京支社 情報統括部 副係長 飯島 大介 氏

立教大学文学部卒業後、2015年帝国データバンク入社。本社産業調査部などを経て、2021年10月より現職。マクロデータ分析を基にした調査レポートを執筆している。専門分野は物価動向や企業の海外進出動向、コンテンツ産業など。代表的な分析レポートは『「食品主要195社」価格改定動向調査』『日本企業の「中国進出」動向』などがある。

講演 2

（日本時間）16:00 – 17:00

『中国NEV市場動向や中資系OEMの海外展開動向』

みずほ銀行 産業調査部

香港調査チーム ディレクター 多田 依真

- 形 式 : Webexによるライブ配信
- 申込方法 : 下記WebexのURLもしくは二次元コードから登録サイトへアクセスし、お申込みください。
お申込み方法の詳細については<別紙>をご参照ください。
<https://mizuhocgd.webex.com/weblink/register/r58aa062fa1f05d9bd299fbf50330fe7e>
- 参加費 : 無料
- 資 料 : セミナー資料は当日画面上で共有させていただきます。
- 留意事項 : 開催内容につき予告なく変更となる場合もございますので予めご了承ください。
また、同業者の方のお申し込みはご遠慮ください。
- お問い合わせ : みずほ銀行 中国営業推進部 担当：劉、早河
E-MAIL: seminar.chinabusiness@mizuho-bk.co.jp TEL:03-5220-8734
※事前のお問い合わせはE-MAILをご利用いただきますようお願いいたします。
・上記または弊社取引部店の各担当者
・なお、Webexシステムにかかわるご質問等はお受けいたしかねますので予めご了承ください。



【お客さま情報のお取り扱いについて】

- ・今回お客さまからいただいた 企業名、氏名、役職およびアンケート内容等の情報は、①本セミナーの運営管理のための利用、及び②今後、みずほ銀行が主催する中国関連セミナー・相談会のご案内のためにのみ利用いたします。
- ・みずほ銀行は、貴社よりご要望がありましたら、上記①、②のご案内をすみやかに中止いたします。みずほ銀行の個人情報取扱は、下記サイトをご参照ください: https://www.mizuhobank.co.jp/privacy/privacy_policy.html
- ・お申し込みの際にはWebex所定フォームにて個人情報をご入力いただきます。お申し込みフォームにご記入いただいた個人情報は米国のWebexの運営会社であるCISCO社に提供されます。CISCO社の個人情報取扱については下記サイトをご参照ください: <https://trustportal.cisco.com/c/dam/r/ctp/docs/JP/privacydatasheet/collaboration/cisco-webex-meetings-privacy-data-sheet-ja.pdf>
- ・米国における個人情報保護制度に関しましては、以下、個人情報保護委員会が公表する「外国における個人情報の保護に関する制度等の調査」をご参照ください: <https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/#gaikoku>

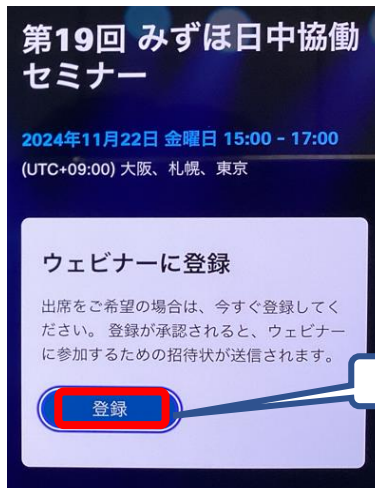
参加申込方法（Webex）

案内状<別紙>

①参加登録（当セミナー申込締切日までにご登録をお済ませください。）

案内状に記載のURLまたは二次元コードより、Webexのセミナー参加登録画面へアクセスし、参加登録をお願いいたします。
※画像はイメージです。実際の画面とは異なる場合がございます。

（手順1）



（手順2）

*今後のセミナー情報をお知らせしても良いですか？
☒ はい
☐ いいえ

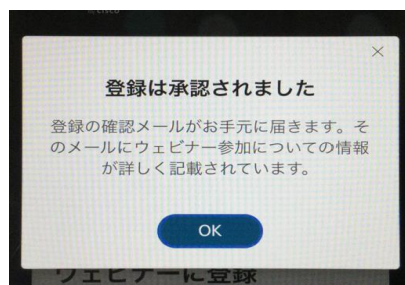
*今後、中国関連情報をお知らせしても良いですか？
☒ はい
☐ いいえ

*みずほフィナンシャルグループ関係者の方は下記チェックをお願いします
☐ はい

*個人情報取り扱い同意
☐ はい

事前アンケート：セミナーに関するご質問・ご意見がございましたらご記入ください

（手順3）



この画面が出ますと、登録申し込み完了です。
メールが届かない場合は、迷惑メールをご確認下さい。

お名前、メールアドレスなどをご入力頂き、
【登録】をクリック
※会社名やお名前等をイニシャルのみで入力されるケースなど、申込者様を特定できない場合には、資料送付をお断りする可能性がございますので、正確なご入力をお願いいたします。

②「登録完了」メールの受領

Webexより件名「次のウェブセミナーの登録が承認されました」とのメールがお客さま宛に届きます。本メールには当日ご参加の際に必要な
(i)イベント番号 (ii)登録ID (iii)パスワードが記載されておりますので、当日まで保管をお願いいたします。
メールが届いていない場合は、登録完了メールが迷惑メールフォルダに振り分けられている可能性もございますので、ご確認ください。
迷惑メールフォルダにもない場合には、メールアドレスのご入力に誤りがある可能性がございますので、①より再度ご登録をお願いいたします。

（メール本文例）

このWebexウェビナーへの登録が承認されました。

2024年11月22日
15:00 | (UTC+09:00) 大阪、札幌、東京 | 2時間

ウェビナーに参加

その他の参加方法：

ウェビナーのリンクから参加

<https://mizuhocgd.webex.com/mizuhocgd/j.php?MTID=mecc10fba8937ea97a746aa9926f> × × × ×

ウェビナー番号で参加

- (i) ウェビナー番号（アクセスコード）：2511 294 9831
- (ii) 登録ID：〇〇〇〇〇〇
- (iii) ウェビナーパスワード：Mizuho1122

当日のご参加方法

当日ご参加いただくには以下3つの方法がございます。

(a)「登録完了」メールから参加

メールの「ウェビナーに参加」ボタン、もしくはURLから参加

(b) アプリから参加

Webex Meetingsアプリから(i)イベント番号 (ii)登録ID

(iii)イベントパスワードを入力して参加

※「イベント番号」が「ミーティング番号」と表示されるケースもございます

(c) 電話からの参加

③の「登録完了」メールに記載の国際コールイン番号に発信し、

(i)イベント番号を入力して参加

※通信料、通話料はお客さまのご負担になります

※ご留意事項※

- ・必ず参加登録を実施していただくようお願いいたします。
- ・初めてWebexをご利用される方は、下記アドレスにアクセスすることで、Webexへの接続について確認をすることができますので、セミナー開始前にご確認をお願いします。(お使いのPCやタブレット端末のセキュリティによっては、ご参加いただけない場合がございます)
<https://www.webex.com/ja/test-meeting.html>
- ・当セミナーは事前にご登録いただいたご本人さまのみご参加可能になります。1つの登録IDで複数人のご参加はできません。
- ・当日お客さまのビデオはオフ、音声はミュートにさせていただきます。

みずほフィナンシャルグループ

チャイナビジネス関連レポート

レポートタイトル	担当部門	頻度	リンク先(直近 2 レポート)
チャイナビジネスマンスリー (CBM)	みずほ銀行 中国営業推進部	月次	24 年 8・9 月号(2024/8/8) https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/pdf/R512-0178-XF-0105.pdf 24 年 10 月号(2024/9/30) https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/pdf/R512-0179-XF-0105.pdf 24 年 11 月号(本誌)
みずほインサイト Mizuho RT Express	みずほリサーチ & テクノロジーズ	不定期	中国 3 中全会が「強国」路線を再確認(2024/7/2) https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/report/2024/pdf/express-as240729.pdf 定年引き上げで中国の潜在成長率は上昇(2024/10/2) https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/report/2024/pdf/express-as241002.pdf
みずほグローバルニュース	みずほ銀行 国際戦略情報部	季刊	Vol.125 デジタル銀行による金融包摂～フィリピン民間第 1 号デジタル銀行より～ https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/globalnews/pdf/global2024_august.pdf Vol.126 米国大統領選挙が内外に与える影響 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/globalnews/pdf/global2024_september.pdf
みずほ中国 ビジネスエクスプレス (BE)	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	週次	第 738 号(2024/9/13) 商務部など、自動車買い替への着実な展開に通達を公表。 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0792-XF-0105.pdf 第 739 号(2024/9/24) 国家発展改革委員会、商務部 24 年版外資ネガティブリストを公表。。 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0793-XF-0105.pdf
みずほ中国 ビジネスエクスプレス (経済編)	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	月次	第 144 号(2024/4/23) 1～3 期は +5.3% 成長も業種の濃淡は継続 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/express_economy/pdf/R422-0144-XF-0105.pdf 第 145 号(2024/8/1) 内需は勢いを欠き 4～6 月期成長率は減速 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/express_economy/pdf/R422-0145-XF-0105.pdf
中国産業概観	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	月次	中国自動車業界レポート(2024/9/20) 24 年 8 月中国自動車業界状況 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/others/pdf/R425-0095-XF-0103.pdf 中国自動車業界レポート(2024/10/21) 24 年 9 月中国自動車業界状況 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/report/branches/others/R425-0096-XF-0103.pdf

みずほフィナンシャルグループ

みずほのビジネスネットワーク

お問い合わせ

みずほ銀行 中国営業推進部 インフォライン

✉ : china.info@mizuho-bk.co.jp

みずほ銀行

● 本店 中国営業推進部

東京都千代田区大手町1-5-5
TEL: 03-5220-8721, 03-6628-9304

● 香港支店

尖沙咀梳士巴利道18号K11Atelier13楼
TEL: 852-2306-5000

● 台北支店

台北市信義区忠孝東路五段68号
国泰置地広場8-9階
TEL: 886-2-8726-3000

● 台中支店

台中市府会園道169号
敬業楽群大樓8楼
TEL: 886-4-2374-6300

● 高雄支店

高雄市中正三路2号国泰中正大樓12楼
TEL: 886-7-230-6800

○ 南京駐在員事務所

江蘇省南京市秦淮区漢中路1号
南京国際金融中心16D
TEL: 86-25-8332-9379

○ 厦門駐在員事務所

福建省厦門市思明区厦禾路189号
銀行中心2102室
TEL: 86-592-239-5571

みずほ銀行（中国）有限公司

● 上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心21階、23階
TEL: 86-21-3855-8888

○ 上海虹橋出張所

上海市閔行区申濱南路1226号
虹橋新地中心 A棟6階、B棟6階
TEL: 86-21-3411-8688

● 北京支店

北京市朝陽区東三環中路1号
環球金融中心 西樓8階
TEL: 86-10-6525-1888

● 深圳支店

広東省深圳市福田區金田路
皇崗商務中心1号楼30楼
TEL: 86-755-8282-9000

● 大連支店

遼寧省大連市西崗区中山路147号
申貿大廈大廈23階、24階-A
TEL: 86-411-8360-2543

● 武漢支店

湖北省武漢市漢口解放大道634号
新世界中心A座5階
TEL: 86-27-8342-5000

● 無錫支店

江蘇省無錫市新区長江路16号
無錫科技創業園B区8階
TEL: 85-510-8522-3939

● 広州支店

広東省広州市天河区珠江新城
華夏路8号合景国際金融広場25階
TEL: 86-20-3815-0888

● 合肥支店

安徽省合肥市包河区馬鞍山路130号
万達広場7号写字楼19階
TEL: 86-551-6380-0690

● 天津支店

天津市和平区赤峰道136号
天津国際金融中心大廈11階
TEL: 86-22-6622-5588

● 青島支店

山東省青島市市南区香港中路59号
青島国際金融中心44階
TEL: 86-532-8097-0001

● 蘇州支店

江蘇省蘇州市蘇州工業園區
旺墩路188号建屋大廈17階
TEL: 86-512-6733-6888

○ 昆山出張所

江蘇省昆山市昆山開發区春旭路258号
東安大廈18階D、E室
TEL: 86- 512-6733-6888

○ 常熟出張所

江蘇省常熟高新技術産業開發区
東南大道33号科創大廈701-704室
TEL: 86-512-6733-6888

その他

○ みずほ証券北京駐在員事務所

北京市朝陽区建国門外大街甲26号
長富宮办公楼8階
TEL: 86-10-6523-4779

○ みずほ証券上海駐在員事務所

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心17階
TEL: 86-21-6877-8000

● Mizuho Securities Asia.Ltd

香港九龍尖沙咀梳士巴利道18號
K11Atelier14-15楼
TEL: 852-2685-2000

● Asset Management One HK.Ltd

香港九龍尖沙咀梳士巴利道18號
K11Atelier13楼
TEL: 852-2918-9030

【免責事項】

1. 当資料は情報提供のみを目的として作成したものであり、特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。
2. 当資料の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家に相談ください。
3. 当資料の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
4. 当資料の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断でいかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
5. 当資料の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。
6. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
7. 当資料の情報は、すべて執筆者個人の見解であり、執筆者の所属する機関、みずほフィナンシャルグループ及びみずほ銀行の公式的な見解を示すものではありません。